

本文中に記載がないものは、原則として、対象どなたでも、費用無料、申込不要。
 区 地区市民センター、出 出張所、選 生涯学習センター、参 うつのみや表参道スクエア、HP ホームページ、Eメールアドレス、域 地域自治センター
 活 市民活動センター

児童手当・特例給付と 子育て世帯臨時特例給付金のご案内 6月1日から受け付け開始

5月30日に、児童手当・特例給付現況届を対象者に郵送しました。この現況届は、子育て世帯臨時特例給付金の申請も兼ねています。申請書への必要事項の記入と、添付書類を準備の上、提出をお願いします。

児童手当・特例給付と 子育て世帯臨時特例給付金

■申請期間 6月30日まで
(消印有効)。

▽その他 国で決められた子育て世帯臨時特例給付金の申込期限は11月30日までですが、本市では、手続きを効率的に進めるため、児童手当・特例給付現況届と一体的となった申請書を用意しました。そのため、児童手当・特例給付の申込期限である6月30日までに、子育て世帯臨時特例給付金についても提出をお願いします。

■申請方法

▽郵送の場合 〒320-8540 役所子ども家庭課へ。
 ▽直接の場合 子ども家庭課(市役所2階)、各區・区・圏へ。ただし、パンパのみの午前10時〜午後7時の受け付け。
 ▽その他 窓口が混雑し、お待たせする場合がありますので、なるべく郵送での申請をお願いします。

■申請後の流れ 右下の図のとおり。

■支給方法 児童手当・特例給付、子育て世帯臨時特例給付金ともに、児童手当の振込口座へ振り込みます。

■公務員の人へ 申請書は市からの郵送ではなく、所

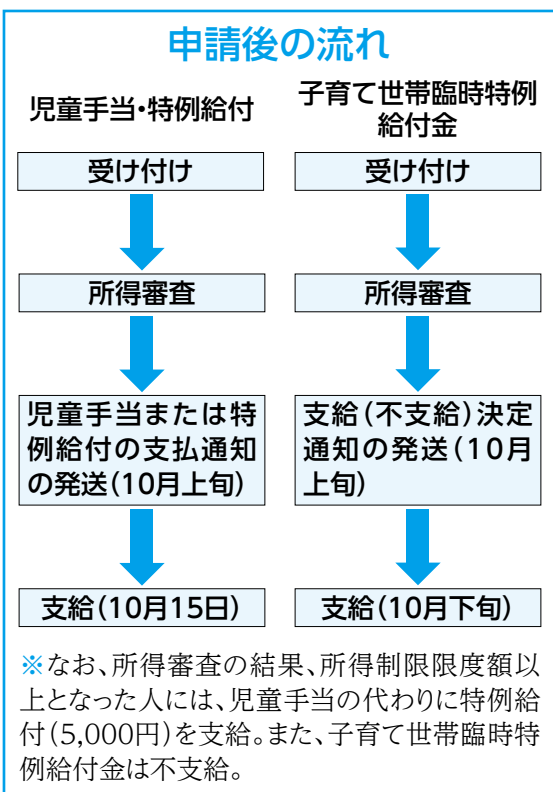
属庁から配布します。5月31日現在、住民票のある市区町村へ申請してください。申請書の配布時期は各所属庁により異なりますので、詳しくは、各所属庁へお問い合わせください。
 ■DV被害を受けている人へ 状況により、子育て世帯臨時特例給付金の支給対象となる可能性があります。詳しくは、子育て世帯臨時特例給付金実施本部☎(632)5173へお問い合わせください。

■臨時福祉給付金も現在支給の準備を進めています

▽対象 基準日(平成27年1月1日)現在、市の住民基本台帳に登録があり、平成27年度分の市民税(均等割)が課税されない人。ただし、平成27年度分の市民税が課税される人の扶養となる人や生活保護制度の被保護者などは対象となりません。
 ▽支給額 対象1人に付き6000円。
 ▽その他 詳しくは、臨時福祉給付金実施本部☎(632)5172へ。

■振り込み詐欺や個人情報詐取にご注意を

銀行やコンビニエンスストアなどの現金自動支払機(ATM)の操作をお願いすることは、絶対ありません。
 ▽6月1日現在、「子育て世帯臨時特例給付金」や「臨時福祉給付金」の給付のために、国・県・市職員などが市民の皆さんの世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を知ること、絶対ありません。
 ▽自宅や職場などに、不審な電話がかかってきたら、市消費生活センター(馬場通り4丁目・参5階)☎(616)1547や、最寄りの警察署へご連絡ください。



◎この特集についての問い合わせは、子ども家庭課☎(632)2387へ。なお、臨時福祉給付金については、臨時福祉給付金実施本部☎(632)5172へ。
 ◎6月22~28日は「子どもの人権110番」強化週間 期間中、いじめや虐待など子どもの人権に関する電話相談を開設します。▽時間 午前8時30分~午後7時(土・日曜日は、午前10時~午後5時)▽全国共通番号(フリーダイヤル)0120(007)110。☎宇都宮地方法務局☎(623)0925